

## 「信州型住宅リフォーム助成金」新制度説明会のご案内

良質な住宅ストックの形成と既存住宅の有効利用を図るため、県が実施している住宅のリフォーム費用の助成制度である「信州型住宅リフォーム助成金」について、既存住宅の省エネルギー化と快適で健康な住まいづくりを一層促進するため、平成 29 年度から制度の一部を見直して実施する予定です。

については、新たな制度の概要や申請方法等に関する説明会を下記のとおり開催しますので、ご参加のうえ、制度の活用をご検討ください。

### 記

#### 1 開催日時

平成 29 年 3 月 28 日（火）13:30～15:00 開場・受付 13:00～

#### 2 会 場

長野県松本合同庁舎 2 階 講堂 （松本市大字島立 1020）

#### 3 参加費

無 料

#### 4 申し込み

- ・3月24日（金）正午までに、①所属名、②参加者代表氏名、③人数、④電話番号を、FAXまたは電子メールで下記お問い合わせ先までお送りください。
- ・当日会場に余裕がある場合は、事前申し込みがない方でも参加いただけます。

#### 5 注意事項

- ・駐車場に限りがあります。公共交通機関の利用や乗り合わせにご協力ください。
- ・庁舎内は禁煙です。

#### お問い合わせ先

長野県建設部 建築住宅課企画係  
T E L 026-235-7339（直通）  
F A X 026-235-7479  
電子メール kenchiku@pref.nagano.lg.jp

参加申込書 （FAX 送信先 026-235-7479 送信票の添付は必要ありません）

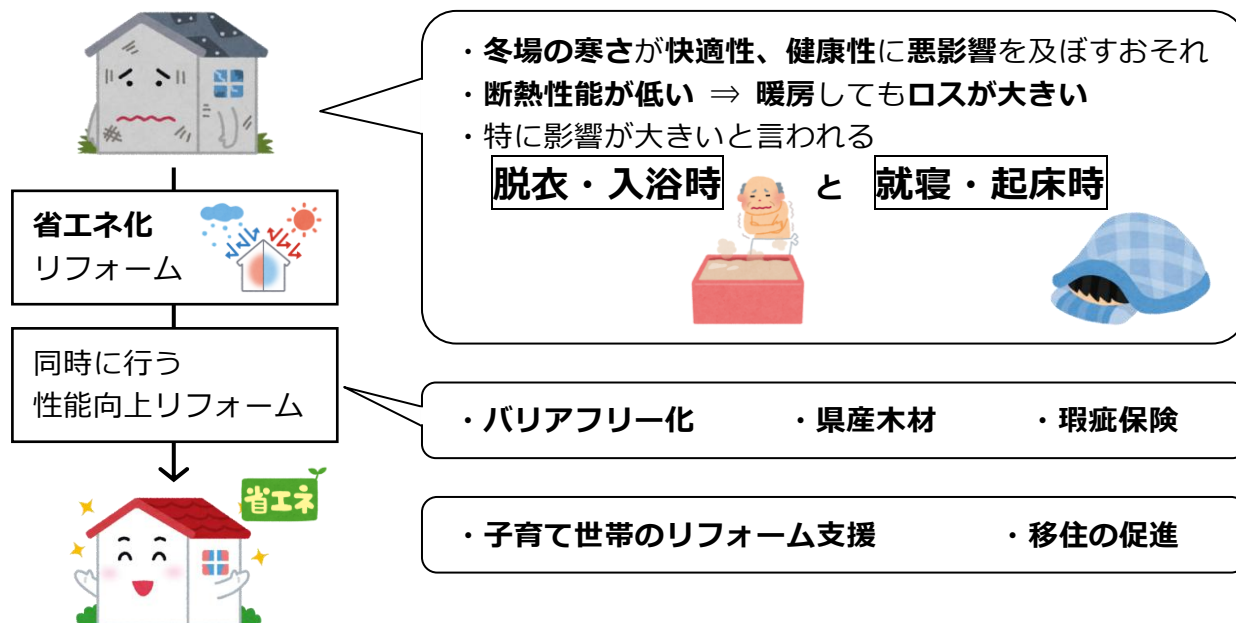
①所属名	②参加者代表氏名	③人数	④電話番号

電子メール [kenchiku@pref.nagano.lg.jp](mailto:kenchiku@pref.nagano.lg.jp) でも受け付けています。

## ～ 信州型住宅リフォーム助成金 H29 新制度の概要 ～

長野県建設部建築住宅課

既存住宅の省エネルギー化リフォームを支援することにより、住宅におけるエネルギー消費量の削減と、ヒートショック予防や冬場の活動量増加が期待される快適で健康な住まいづくりを推進します。あわせて、バリアフリー化、県産木材利用並びに子育て世帯及び移住者の住宅リフォームを支援することにより、居住環境の向上と既存住宅の有効利用を図ります。



### 1 助成対象住宅

県内に所在する住宅で、県内に居住する申請者が自ら居住又は所有する住宅

### 2 助成対象工事

#### (1) 基本要件

県内事業者が施工する 50 万円以上のリフォーム工事で、浴室及び脱衣所又は寝室の床、天井（屋根）又は壁のうち見付面積 10 ㎡以上の部分並びに外部に面するすべての窓及びドアの断熱性能を向上させる工事を含むもの

#### (2) 加算要件

次のいずれかに該当する場合は、助成額を加算します。（複数併用可）

- ① 床、天井（屋根）又は壁の断熱性能を向上させる工事を同時に行う場合〔(1)の対象以外〕
- ② 外部に面するすべての窓及びドアの断熱性能を向上させる工事を同時に行う場合
- ③ バリアフリー化工事を同時に行う場合
- ④ 県産木材を使用する工事を同時に行う場合
- ⑤ リフォーム瑕疵保険が付保される場合
- ⑥ 申請者が子育て世帯である場合（子育て世帯：18歳未満の者が同居する世帯）
- ⑦ 申請者が移住者である場合（移住促進型のみ適用）

### 3 助成額

要件ごとに定める額を合計した額

（限度額：リフォーム工事費の 20%、かつ、一般型は 40 万円、移住促進型は 50 万円）

### 4 申請受付

平成 29 年（2017 年）4 月 17 日から、各建設事務所建築担当課で受付開始予定

※ H29 事業の実施は、県議会の審議を経て予算が成立した時点で決定となります。  
また、事業内容は未確定であり、一部変更することがあります。